

議 長 会議を再開します。 (午前10時40分)
続いて、植田議員の一般質問を行います。5番植田議員。

5番 植田議員 おはようございます。3月の定例会に続き、邑智郡総合事務組合への電気料金請求問題、そして、この問題などに見られる仕事の進め方のまずさ、組織の問題を取り上げたいと思います。

議会が求めた電気料問題の調査が進み、3月の一般質問で問題としていた計算方法云々より基本的な間違いであります。はるかに大きな電気使用量メーターの数値を一桁誤っていた事が発覚致しました。このメーターの読み誤りは副町長の教育課長のスタートである平成16年度から始まっている。この時から電気料金は、およそ3分の1に落ち込んでいる。そして松井教育長としての時である平成26年度より更に約4分の1に下がっている事が確認されました。損害額が確定されている平成26年度から29年度までで564万円。それ以前の部分が推定値で約その3.4倍も、であります。そしてもう一つ判明している平成8年の開館以来、子メーターに接続されていなかった電算室の料金を推測してみると、想像を絶する額が予測されるのであります。そして執行部は、この原因及び損害額の調査解明を第三者委員会に委ねるとの事であり、私は自らの手で調査すべきであり、その事が町民の皆様の信頼回復につながると思っております。残念ですが結果報告を待つしかないようであり、その結果を持って次回以降の質問を考えたいと思っております。

それでは質問に入ります。

3月議会一般質問で求めた起案書とは違う請求金額の承認を求める起案書が提出されている。私の求める起案書の提出をされたい。この起案書の存在こそ副町長の言う行政事務手続きが正しく行われた証拠である。議事録を読むと答弁とのつじつまが合わない。虚偽答弁が疑われるが、議事録との整合性を問うものでございます。

次に、仕事の仕方改革について問うですが、山陰中央新報社による情報公開請求により公になった、中山間地域直接支払交付金の算定ミスと邑智郡総合事務組合への電気料の算定ミスの起こった原因は同じであると、私は考えております。二度とこのようなミスが起こらない為にも、早急に仕事の仕方を改革しなければならないところであるにも関わらず、町長は第三者委員会の9月議会を目途とした結果報告を待ち、それを踏まえて次の対策を考えると、事である。即刻に取り組む気はないのか、町長の考えを伺いたい。以上です。

議 長 それでは、植田議員の質問のうち1項目目の「邑智郡総合事務組合電気料問題について問う」に対する、答弁をお願い致します。

番外松井副町長。

番外
松井副町長

それでは、植田議員の、「邑智郡総合事務組合電気料請求問題について問う」の中の質問であります、「3月議会一般質問で求めた起案書とは違う請求金額の承認を求める起案書が提出されている。私の求める起案書の提出をされたい。」についてお答え致します。平成26年の上期終了後の電気料請求にあたりましては、当時の担当者は明確な説明ができない算出方法で算出することに以前から疑問を感じていました。平成26年から、ふるさと会館の所有権が邑智郡事務組合から川本町に移管されたことにより、事務組合に対して明確な説明ができないため、根拠として説明がつく、中国電力の請求書に記載してある電気使用量、いわゆる1200の乗率に基づく計算式に変更する協議を行いました。それに基づき、「ふるさと会館管理費の実費徴収について」として、請求してよいかの起案書がおこされ、決裁したところであります。3月議会で議員の求めに応じて、その決裁文書を提出したものであります。これまでの答弁で、「中国電力の請求書に記載してある電気使用量に基づく計算式に変更する稟議を回すにあたって課内協議を行いました。」と、変更する稟議と請求する稟議と二つの起案書があるような誤解を与えたことに、言葉足らずで申し訳なく思っております。起案書には、なぜ変更するのか、どのような変更をするのか、そのことによってどういうことになるのか等々、決裁する人、後日それを見た人も解るような起案文書であるべきであったと思っております。今回のことを、反省点として仕事のやり方を見直していきたいと思っております。

議 長

はい、再質問ありますか。5番植田議員。

5番
植田議員

ちょっとあまりにも呆気なかったんですけども、お詫びされましたけれども、私はこの議事録を見ましてこの起案書問題ですけども、平成26年度の上期終了後、計算式を変更する稟議書を回す課内協議した、とあります。そして承認した。教育委員会のみならず総務財政課とも協議し内部決裁した。私は、この答弁に対して今2つの起案書があるような誤解を与えたという事がありましたけれども、私はこの答弁自体が取り繕い、ごまかしだと思っております。第1のごまかし取り繕いでありましてけれども、稟議書を回す協議をした、とありますけれども回すことなく委員会の中で承認をした、内部決裁したと巧みに取り繕っているように取りましたが、それは違いますか。

議 長

番外松井副町長。

番外
松井副町長

仕事のやり方として、いろいろ内部で話し合いをしながら、そしてどういふふうに行っているかという事で、あるものの方向性が決まって、そこでここにもありますようにそれぞれの部署、それから総務財政課等々で決裁するものであります。先ほども話しましたように、ここにはやはりもう少し言葉足らずであったという事、どういう事を話し合っただけでこういう事をしたかと

番外 松井副町長 議 長	<p>いうのも記載するのがベターであったのではないかと考えております。</p> <p>再質問ありますか。5番植田議員。</p>
5番 植田議員 議 長	<p>私の質問に忠実に答えて下さい。私は、ごまかしがあったんじゃないかっていう事を聞いております。あったんですか、無いんですか。</p> <p>番外松井副町長。</p>
番外 松井副町長 議 長	<p>あの言われる事がちょっと分かんませんが、ごまかしがあったかと言われるますと、そういうものはありません。これは事実について申し上げているだけです。</p> <p>5番植田議員。</p>
5番 植田議員 議 長	<p>それでは、次、聞きます。事務組合との協議についてでございます。</p> <p>事務組合への協議・合意については金額が下がった事を問われた際に説明した。その後の問い合わせにも回答している。だから合意があったので請求通りに支払われてもらえたものだと思っている、と答弁されています。これは協議と言われますか。こういうのを行政事務では協議と言いますか。</p> <p>番外松井副町長。</p>
番外 松井副町長	<p>先ほども話しました計算式を変更して、このように作っていくという事で請求書、会館管理請求についての文章を作りまして、事務組合へ持って行ってあります。それで、その時にこうこうこういう事で実費徴収がこのぐらいの金額になりましたという事で、説明しているわけでありまして。それです。ただ、ただそここのところでちょっと私もちょっと思っているのは、言われるように計算式、事前に変更するというのは、あるべきじゃないかというのが質問の趣旨じゃなかったかと思うんですが、今回のこれは事務組合の建物を管理しておる川本町が請求する訳じゃなしに、今度は川本町が事務組合に対して請求する訳です。だからそれをどういうふうにするかという事を内部で決めました。そして、それを事務組合に持って行って、このようになったので実費はこれですっていう事で言っております。それでその事自体は、それで良かったと思うんですけども、ただ、そこでどのぐらいの説明をしていたかというのは、ちょっと私としてもちょっと疑問があるところじゃあります。というのはですね、この問題について議員から事前にそういう話があったかという事で逐一聞いておりますので、実際26年に事務組合から川本町に建物が移った時に、本来ならば事務組合から「4月以降、川本町さん今後はこのように請求してもらえますか」という話があるんだろうかというのは、</p>

番外
松井副町長 事務組合に問うたんです。そうすると事務組合とすれば今まで川本町が計算していたし、今までのような1200という数字で当然やっていると思っているから、だから敢えては今までと同じように良いという事で言っていないから、だから敢えては今までと同じように良いという事で言っていないという事を言っております。それで今回の問題が発覚してから、昨年ですね、昨年に500という数字が初めて聞いたと事務組合は言う訳ですね。
〔議長、協議があったか無かったかって聞いてるんです。〕植田議員の声

議長 ちょっと待って下さい。答弁させますので。

番外
松井副町長 だから500で、それ初めて聞いたという事で。そうするとその時にどのぐらい説明したんだろうかという疑問は、私自身も沸いております。そのところで請求書を持って行って話はして、こういうふうにしてるけども、それはどのぐらいまでの話し合いだったかというのは、ちょっと私としても把握しきってない訳ですけれども、そのところで、こういうふうの実費徴収にはこういう金額になりましたという事で説明をさせてもらっている、ところであります。

議長 はい、5番植田議員。

5番
植田議員 事前協議じゃなくて、これは事務組から金額が下がった事に対して問い合わせがあったんですよ。下がったとの説明を行っているんですよ。協議じゃないんですよ。質問に対して答えただけであって、これは協議と言わないんですよ。今日、傍聴の方、たくさんいらっしゃいますので長くやる気はありません。谷川教育長、この起案書ってというのは、無かったのがホントですね。

議長 番外谷川教育長。

番外
谷川教育長 現在のところ、お示しした書類以外にはありません。

議長 5番植田議員。

5番
植田議員 もう一度、もう一つ聞きます。行政事務手続きを進めていくにあたって、この進め方は川本町のやり方として、これは正当ですか。どうですか。

議長 はい、番外谷川教育長。

番外
谷川教育長 広い意味の協議という意味もありますし、基本的には公文書に残していくというのが基本的なやり方であろうというふうに思います。

議長 5番植田議員。

5 番
植田議員

はい、無いんですよ。協議したとか課内で稟議したとか言ってますけど、無いんですよ。それぐらい私も事前に調べています。当時の担当者からの事情聴取もしております。その上で無かったという事を私は確認しております。その事を物語っているのが3月の一般質問前日、5人の課長が町長、副町長のところへ行っております、行っておるはずですよ。もう申し訳は出来ません。議会に謝りましょう、謝って下さい。そうやってお願いしに行ったはずですよ。私はそれを聞いた時に、あつこの組織にも未だ自浄能力があるなど、少し喜んでおりましたけども、あなた方は頭から押さえつけたという事実がありますよね、それは課長達が無い事を認めて、もう謝りましょうって言ってるんですよ。それをあなた達が無いものが有るって言ってるんですよ。損害があるのに無いって言ってるんですよ。政府で問題になっている森加計問題、日大の違法タックルの申し開き。やっている事は同じですよ。そんな事で町民の信頼を得られると思っておられますか。得られる訳ないですよ。無いものは無いんですよ。それを、さも有るような言い方をして取り繕う、ごまかす、これが今回の発端です。そのもう1つ発端と言えば、29年の12月22日午後4時15分、教育委員会において松井副町長、私と事務組合の課長、そして説明者として瀬上課長、そして担当者との5名で協議を行いました。私が、この料金が大幅に下がった時、何故、と思わなかったかと。何故と考えて調べる行動をしなかったと聞いた時に、松井副町長あなたは、思う方がおかしいって私に言ったんですよ。これはね思う方が当たり前なんですよ。そうしないと物事は改善できないんですよ。あなたの答弁は、取り繕いとごまかしであります。結果、居直りで町民を欺いております。この事は、男として役人のトップとして、まあ自分で考えられる事だと思えます。これ以上は、この問題では言いません。それから町長に言いますけども・・・待って下さい。未だ言っております。

（「今の発言ちょっと抗議させて下さい。」副町長の声）
どこ。そこで言うて下さい。

議 長

続いてますか。今の質問と次の質問と。はい、番外松井副町長。

番外
松井副町長

先ほど何点か言われたところですが、担当者に聞いたらしてないって言われたという事を先ほど言われたと思えます。それは私はおかしいと思えます。担当者にも聞きましたし、それと私がしとる訳ですよ。私がしとるという事をしゃべっているのに、それは無かったと言われるのはおかしいと。協議はしております。これは間違いない話です。その事について、ただこの起案書が上手だったか下手だったかという事はあると思えます。だから絶対協議はしている訳ですよ。それをしていないと言われるのは、ちょっと心外だと思っております。それと昨年12月の時の話ですが、500から1200になったら数字が下がるという事、これは仕方ないという事はこれが正解ならば仕方ないんじゃないかなという事は言ったという事なんです。下がったがい

番外
松井副町長 けんじゃないかと言われるのは、ちょっとどうかなという事を言ったと思います。そこのところはやり取りなのでちょっと分かりませんが、前にも答弁した時に言ったと思いますけども、担当者とちょっと話をした時に、この正確な数字でやったら下がるよと言っております。これが正確な計算式だから仕方ないという事を言うておりますので、それについてはそれで金額が下がる事については仕方ないねという事は言った事は3月に答弁していると思います。そこのところは私が当事者ですので、間違いはないと思っております。

議 長 はい、5番植田議員。

5番
植田議員 はい、協議したと言われる。私が事情聴取の方は、協議をしていないという。おそらくこれは堂々巡りですから結構です。皆さんが私はこの問題、3月議会で言うておるはず。町民の皆さんが判断して下さる、そういう問題だと思っています。まず、谷川教育長が言ったように、起案書が無い。そういう杜撰な業務が為されている。これが実態です。それから町長、言うておきます。せつかく5人の課長が自浄能力を働かそうとした者を、あなたは頭ごなしに叱りつけた。それは、あなたと課長の信頼関係、私は断ち切ったと思いますよ。これから業務改善云々言われますけども、あなたは先ず職員との信頼関係から作っていかないと業務改善もクソもないんですよ。その事を頭にいれておいて下さい。

議 長 答弁されますか。はい、番外三宅町長。

番外
三宅町長 今、たいへん厳しい言葉でございますが、今回のこの一連の案件で一層課長との繋がりや信頼関係は深まったと、私は考えております。これからそれをベースにして仕事改革に取り組んでいきたいと思っております。

議 長 再質問ありますか。5番植田議員。

5番
植田議員 そう思われているんだしたら、それでよろしゅうございます。はい、この質問おきます。あとは町民の判断を待ちたいと思います。次の、町長に対する質問に対する答弁をしていただきたいと思います。

議 長 はい、それでは、植田議員の質問のうち1項目めの「邑智郡総合事務組合電気料問題について問う」の質問を終了します。

々 次に、2項目めの「仕事の仕方改革について問う」に対する、答弁をお願いします。番外三宅町長。

番外
三宅町長

植田議員の質問にお答えして参ります。仕事の仕方改革でございます。川本町の目標達成に向け限られた人数の職員の能力を高め、発揮させ、組織力を発揮出来る職場環境を作っていくと、これは私の大きな責任だと考えております。またこれから川本町が進むべき羅針盤は、第5次総合計画と総合戦略でありまして、職員みんなが同じ方向に向かって仕事をしていかなければなりません。仕事の仕方改革、業務改革につきましては、一般企業では様々な手法を用いて企業目的を達成する為、社会的信用を高める為、営業成績を伸ばす為、業務の改革を図る為、或いは職員を育成する為、常に行われており、役場も同様にいつの時代も継続してこれは取り組んでいかなければならない事項であると考えております。この成果は一朝一夕に出るものではございませんで、本町もまだまだ道半ばのところでございます。この度、発生しました事案を教訓と致しまして、行政は税金を使って運営しているんだという当事者意識、意識改革を図り、また心構えを新たにして組織をあげて業務改革にこれから更に粛々と取り組んでいきたいと考えております。今年は特に力を入れておりますのは、率先してこれから取り組んでいかなければならない管理職のマネジメント能力、或いはOJT能力を高める為の研修を年間を通じて実施して参ります。この来月、7月から始めて参ります。仕事の進め方改革によって、職員が萎縮する事なくマニュアル人間になってはなりません。一人一人が小さくならないよう、この研修を通じて川本町にあった役場にあった、そうした具体的な業務改善の方策を確立致しまして全庁的に推し進めて参ります。また、マネジメント能力を高めるには、まずは担当課全体の業務進捗状況を把握する事が大切であります。仕事の見える化、これは部下の仕事の内容、仕事の量、スケジュール等でございます。これを見える化し担当職務分掌を管理していく事としております。役場では毎年4月には時間を十分にとって課長と担当者が等級、そして担当者の能力にあった1年間に取り組む仕事について面接で目標設定を行い、9月には進捗状況の中間面接を行い、年末には評価と次年度への取り組みについて面接を行っております。更に課長に対しましては、副町長が同じように面接を行っております。いわゆるプランドゥチェックアクション(=PDCA)、このサイクルを働かせております。その為、年度初めには各課の中でそれぞれが担当業務を整理してスクラップアンドビルドを検討し、仕事のポイントを理解し重要度・緊急度を踏まえながら優先順位を付けて計画し、実行していく事としております。この計画設定は年間を通じて業務管理に繋がっていくものでありますので、これからも丁寧に課内の意思疎通を図りながら進めて参りたいと考えております。こうした体系で仕事を進めている訳でございますが、仕事のミスは複数の要因が重ね合っておきている事と思っております。個人の不注意、知識不足、思い込み、或いは組織内のコミュニケーション不足、管理監督不足などがあります。仕事は組織で動いておりますので、担当者一人では荷が重い仕事につきましては、組織の中で補い合えば良いのであります。少人数の川本町役場でございますが、たいへん厳しい面もございますが、これからしつ

番外
三宅町長

かりと報・連・相をとって、共有化を図りながら進めて参りたいと考えております。この度の両事案を分析しますと、両事案とも共通している事は管理者の管理監督不足と課内のコミュニケーションを欠けていたと、これが不足していたという点でございます。担当者の段階で前年踏襲の測量ではいけないと判断し、一人歩きを最初からした点であります。邑智郡総合事務組合の平成26年度の処理につきましては、最終決定までには私の調査の中では報・連・相がしっかり為され、課の中で情報が共有化されそれを前提として変更するという、この請求の稟議書はありますが、合意そのものの証拠書類となる稟議書が無い事が今、問題となっております。平成16年については課の中で共有化が図られたかどうかは不明であります。議員、仰るような重要な重要事項の変更につきましては、それを記した書面を残すのが基本でございます。これから十分にその点は注意を払っていかねばならないと思っております。何れもこの案件、調査を進めて参りますとその経過で不明な点が多くあります。管理者のこの責任というものは大きなものがあると考えております。この案件は既にマスコミでも大きく報じられ、川本町に大きなダメージを生じております。行政の信頼回復を図る為には、内部調査ではどうしても調査の客観性の疑義を払拭出来ないため、内部調査にとどめる事は出来ないと判断致しました。第三者調査委員会を設け独立性の高いより説得力のある調査により、信憑性を高め調査を実施した上で専門家としての知識、経験に基づいて原因を分析し、具体的な再発防止策を提言いただきたいと考えております。そしてこれを対外的に公表しまして信頼回復を図っていきたいと考えております。なお、この度、結果的に平成26年担当者がこれまで通り事務的に同じ処理を踏襲していましたならば、60万円の請求を適正金額としていたならば、今回発覚しました2回路の漏れ、或いは検針間違いというものは永遠に発覚出来なかったものであります。これまで監査で指摘がございました料金体系の再検討というところに着眼し、検討し、まさに林を見て、森を見なかった事に反省しているところであります。直接支払につきましては、知識不足から始まっておりますが、問題を発覚までこの課の中で報・連・相が為されておりました。また他部署にはこの案件について精通した職員がいましたが、その相談も無かったという事で横の相談が取れてなく、役場内での知識の共有化が図られていなかったという事を大きく反省しているところでございます。こうした実証を教訓として反省すべきところは、しっかりと反省して、役場全体で意識改革を行い、仕事の仕方改革を取り組んでいきたいというふうに考えております。

議 長

再質問ありますか。5番植田議員。

5番
植田議員

まず仕事の前に、もう一つ、電気料の事を言っておきます。私、町長に私が8月の組合議会でこの事をおかしいと思って、少し事務組合の方へ行って調べましたところ、これは絶対におかしいという事が分かった時点で、町長

5 番
植田議員

のところへ行っております。9月であったと思います。町長、この問題はおかしいよと。邑智郡3町の問題に発展する。しっかりと調べて処分するものは処分する事を11月の組合議会、予算の議案が出るまでにやって下さいという事をお願いしておりましたけれども、3月の一般質問を見ますと、おそらく町長はしっかりとした調査をされていなかったのではないかと思います。あまりにもこの問題に対して知識が足らなかったなと思っております。その一端が3月議会の私の「終わります」と言うてからの答弁ですけれども、一連の手続きを踏んでおります。こういう中で処理をしているものでございますので、町に過失があつて、これで町に損害を与えたという概念そのものがないというふうに私は判断しております。むしろ26年にこの適正な電力の計算方法にしたことにより、20年来、このみんなが疑問に思っていたそこが一気に解明された。その事によってその正当な電気メーターに基づいた請求をこれから事務組合の方にして参りたいという答弁があります。本当9月の時点で町長の権力を持って、真面目に調査しておいたら今、言われたように500を掛けるとか1200を掛けるじゃなくって、もう確実に今出ておる問題が浮かび上がってきたはずです。ですから3月以降、教育委員会瀬上課長の方で調べた結果、今の現状が出てきておるものです。これをあなたがあなたの手で調べて、あなたが公表されたんだったら町民はね、ここまであなたらの信用しないとかおかしいじゃないかというところまでいかないんですよ。私は信頼はむしろ上がったんじゃないかと思っております。それをやられなかったという事は非常に残念に思っております。それで今、業務改善方法を確立するという答弁がありました。その前に私が聞いたのは即刻やるのか、9月の結果報告をもってやるのか、そのところをもう一度やって下さい。

議 長

番外三宅町長。

番外
三宅町長

今、申し上げましたが、来月から管理者を中心とした仕事改革、これをテーマとした研修会をスタートするという事でございます。

議 長

5番植田議員。

5 番
植田議員

そのなかで町長がよく言われますけれども、私の政治生命であるとか、いろんなきれいな言葉を使って報連相であるとか、OJTであるとか、言っておられますけれども、その言葉を並べてというのはそういう事をしなくちゃいけないなっていう事は分かるんですよ。じゃあそのひとつひとつをどうやって実現するか、誰がその指導をやるのか、私はそういう事をやらなくては言葉を並べたって何も変わらない。そして課長職から指導していく。誰が指導されるんですか。町長、副町長ですか。あなた今、町民から信頼を得られていないって言われておりましたよ。そんな教育を町民が信頼してあなた達の信用が回復すると思っておられますか。しっかりとしてですね、言葉遊び

5 番
植田議員 じゃなくって、その一つ一つをどうやって実現するのか、誰がやるんだという事を具体的にペーパーに落として議会、町民に分かるようにしていただかないと、町民はあなたの方の本気度は分かりません。口できれいな事ばかり言っただけは進みません。それは報連相、当たり前ですよ。それが出来ていなかったから今の事態が起こっている、だからそれをどうやってやるんだって一つ一つそれを紙に書いて、町民、議会に示す気はありますか。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 言葉だけで何か私の答弁が軽いというような感じがしておりますが、この度のこの一連の事案については本当に重く受け止めております。従って早急にこの管理職の研修を更に進めなければならないという事で、来月からやる訳でございますが、この手法につきましては、これからそのコーディネーターをされる方等々調整していきたいと思いますが、やはりこの取り組みは私、副町長がトップとなって進めていきたいというふうに、実の有る物にしたいというふうに考えております。

議 長 はい、5 番植田議員。

5 番
植田議員 今、コーディネーターをお願いしてやると言われた。だから外部指導者の方をお願いする、そういう考えで「よろしいか」。

議 長 番外三宅町長。

番外
三宅町長 「よろしいか」と言われますが、そういう格好ですね。やっぱりプロの方に大局的にもものを見てもらうという事は、非常に大切な事であるというふうに考えています。

議 長 5 番植田議員。

5 番
植田議員 私、今「よろしいか」というのは、そういう考えと捉えて「よろしいでしょうか」という意味の「よろしいか」です。

(「よろしいです」町長の声)

よろしいですか。

(「うん」町長の声)

はい、それでは次いきます。組織としての職員教育の在り方だと思いますけども、今ここ数ヶ月無かったと思いますけども、町や町民を貶めるような 2 チャンネルへの書き込みや怪文書の投稿などがありましたけれども、これは三宅町政になってから起こってきた現象です。情けないかな私は組織として今、川本町おかしくなってるんじゃないかと思っております。こういう 2

5番
植田議員

チャンネルの書き込み、怪文書、内容を見ますと職員がやっておるとしか考えられないような文章。もし、これが本当に仮に職員であるならば、公務員としての使命感に欠けていると思います。仕事が出来ただけじゃダメです。もっともっと特力使命感に燃えた職員教育をしていただかなくちゃあならんと思いますが、そこらあたりはどうお考えですか。

議 長

番外三宅町長。

番外
三宅町長

今、2チャンネルの事でありましたが、議員はよくこの2チャンネルの投稿は職員がやったというような事を仰いますがね、私はそういう職員は居ないと。やはり自分の川本町に対して誇りを持ってみんな仕事をしてるというふうに考えております。今、職員のレベルが低いというか、そういう意識が足りないというか、そういう発言が続いておりますが、一人一人の職員、これからしっかりとそういうところもあろうかと思いますが、これは全体として町職員としてレベルアップするような事を、全体の職員研修体系の中で図ると共に、日常の中で川本職員としての意識を高めていく、そういう事を常にこれから行っていきたいというふうに思います。

議 長

5番植田議員。

5番
植田議員

当然そうしていただかなくては町民が不幸になります。何回も言うようですが、言葉を並べるだけじゃなくって本当に実の有る研修をして二度とこういう不始末が起こらないように、職員の意識レベルが上がって町民が幸せになるような役場になっていただきたいと思います。

まず、それともう一つそれに必要な事ですけども、正しい公正な職員採用をして、正しい業務を遂行するにあたっての教育と、それから精神を養う教育が必要だと思っております。その事を急ぐんじゃなくって、新人教育はやはりじっくりと長い目で育ててやっていくという事も、私は大事な事だと思っております。一年一年で職場が替わっていくようでは、職員の意欲いろいろと萎えていくんじゃないかと思えます。その職場で問題があるならば、どちらを排除するのか、新人職員を動かすのか、その問題を排除していった方が良いのか、そこはいろんなケースがあるとは思いますが、まずじっくりと職員は育ててやっていただきたいと思えます。そうでないと私は職員が、かわいそうでなりません。そういう教育をお願い致しまして、この質問を終わります。答弁は要りません。以上です。

議 長

よろしいですか。
（「はい」の声あり）

はい、以上で2項目めの「仕事の仕方改革について問う」の質問を終わります。

議 長

これをもちまして、植田議員の一般質問を終わります。

々

ここで、次の質問者の資料を配付しますので、暫時休憩と致します。

(午前 11 時 24 分)